

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例  
周南市小・中学校児童生徒就学援助条例（平成15年周南市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(6) オンライン学習通信費

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(援助)</p> <p>第4条 援助は、次に掲げるものについて生活保護法により援助が行われているものを除き、単給又は併給して行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(援助)</p> <p>第4条 援助は、次に掲げるものについて生活保護法により援助が行われているものを除き、単給又は併給して行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) オンライン学習通信費</u></p>